

北陸3県で保険金に関する災害便乗商法の注意喚起

～ 11月14日～12月13日を注意喚起集中月間に設定 ～

一般社団法人 日本損害保険協会 北陸支部（委員長：奥田 健太郎・損害保険ジャパン株式会社 金沢支店長）では、北陸3県の損害保険代理業協会等と連携して、保険金に関する災害便乗商法の注意喚起等を実施します。

近年、火災保険・地震保険に関して、訪問、インターネット広告、SNS等で、「保険が使える」「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブルが急増しています（注1）。

悪質な業者は自然災害に乗じて勧誘することが多いため、当支部では、雪害等が想定される厳冬前の11月14日（月）から12月13日（火）を「注意喚起集中取組月間」に設定しました。同期間中には、北陸3県の損害保険代理業協会と連携して、特に狙われやすい高齢の保険契約者を中心に注意喚起を行い、以下を訴求していきます。

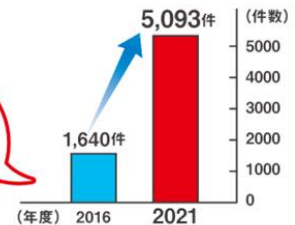
- 『保険が使える』等といわれたら、ご自身でご加入の損害保険会社や損害保険代理店にまず相談する
- 保険金の請求はご自身で簡単に行うことができ、手数料なしで申請できる
- 損害保険会社・損害保険代理店にご連絡いただければ、ご請求方法を詳しくご説明させていただきます

また自治体・消費生活センター等と連携して「住宅修理サービストラブル注意喚起チラシ」（注3）も活用して、災害便乗商法の存在を広く周知し、同商法への注意喚起・訴求を行います。当支部では、上記の取組を通じ、ご契約者が災害に便乗した保険のトラブルに巻き込まれないよう、取組を進めていきます。

（注1）2021年度に消費生活センターに寄せられた住宅修理サービストラブルの相談件数は、5年前の3倍に増加しています。

トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!



※上記のデータは、2022年4月30日までのPIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

（注2）国民生活センターが9月14日に公表した「高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選」の中に、「保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”」がとりあげられています。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220914_1.html

（注3）「保険が使える」「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブル防止を目的に、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターの協力を得て、2022年度は、「住宅修理サービストラブル注意喚起チラシ」を130万部作成し、会員会社や各地域の消費生活センター等を通じて、保険契約者や一般消費者に配布し、トラブルの防止に取り組んでいます。

<チラシ表>

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

ポイント1 甘い言葉で誘惑

「うちがサポートすると平均100万円は皆さんももらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。」

「保険金は手数料なしで申請いただけます。」

「えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!? 買ったお金では経理できないよ。」

「100万円ももらえるの!? ぜひお願いします!」

ポイント2 知らない間に詐欺に加担

「被害経験から保険金の請求まで全てこちらにお任せください!」

「うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。保険金請求のためにわざと悪徳を破壊する業者も存在します。」

「もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな…」

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が「損害保険代理店」に**まず相談!**

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください!」
<https://www.nipponpa.or.jp/news/condition/syur.html>

作成 一般社団法人 日本損害保険協会 協力 消費生活 金融庁 警察庁 消費者センター

<チラシ裏>

「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀
台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。手取料は保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

台風や大雪による被害 地震による被害 必要なもの例: 被害箇所の写真、修理見積書
*修理費が被害額に比べて高額で保険金の請求に該当する場合は、地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、こちらからご確認ください。

トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!

年	件数
2016	1,640
2021	5,093

*データは2022年4月30日までのFPD・NET(国民生活センター)主催の消費者生活センター緊急対応センター「緊急対応センター」の相談件数に基づいています。消費者生活センターが主催している「緊急対応センター」の相談件数、および消費者生活センターが主催している「緊急対応センター」の相談件数に基づいています。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明の書き方を教えてください」と書かれたサイトを参考し、書き方を模倣し、被害を装って、被害を申告し、被害を装って、「火災保険で修繕、雨漏り、ペタペタの劣化の修理が必要」という説明を受け、完全成金で修理して、保険金が支払われた後に、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないとわかってしまった。100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2022年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

損害保険にご請求は
こちらへ

0570-022808

伊豆半島
伊豆半島
伊豆半島

損害金不正請求 ネットワイン

0120-271-824

全国共通の電話番号
「消費生活ホットライン」

188

身近な消費生活相談窓口につながります!

2022.08

以上